

## 令和 5 年第 2 回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

### 1 補正予算 2 件

#### □議第 37 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 15 号)

繰越明許費事業一覧

(単位：千円)

| 款        | 項       | 事業名                  | 金額      |
|----------|---------|----------------------|---------|
| 3 民生費    | 1 社会福祉費 | 新発達支援センター等新築事業       | 439,876 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 担い手確保・経営強化支援事業補助金    | 10,375  |
|          |         | 防災重点農業用ため池調査・整備事業    | 6,964   |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 道路橋梁長寿命化等事業          | 26,112  |
|          |         | 狭あい道路拡幅事業            | 4,984   |
|          |         | 甲賀踏切拡幅事業             | 162,646 |
|          |         | 通学路交通安全対策事業          | 5,782   |
|          |         | 市道小篠原稻辻線道路整備事業       | 8,338   |
|          | 4 都市計画費 | 下水道事業会計負担金           | 25,520  |
|          | 5 住宅費   | 市営住宅未払家賃・建物明渡訴訟弁護士委託 | 195     |
|          |         | 永原第 2 団地 4 号棟新築事業    | 125,751 |
| 10 教育費   | 1 教育総務費 | 通学通園バス置き去り防止対策事業     | 500     |
|          | 2 小学校費  | 中主小学校旧館棟改築事業         | 645,632 |
|          |         | 野洲小学校プール解体事業         | 31,950  |
|          | 5 社会教育費 | 永原御殿跡保存整備事業          | 15,468  |
|          | 6 保健体育費 | 総合体育館大規模改修事業         | 143,504 |

#### □議第 38 号 令和 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 26,500,000 千円
- ・補正額 214,139 千円
- ・補正後予算額 26,714,139 千円

## ②補正の概要

### 【歳入】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金の増額（211,355 千円）

### 【歳出】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額（211,400 千円）
- ・中ノ池川ゲート改修設計業務委託費の計上（2,739 千円）

## 2 その他 1件

### □議第 39 号 訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟を提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 1. 訴訟事件名

建物部分等明渡等請求事件（未払家賃等の請求を含む。）

#### 2. 当事者

原告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市 代表者 野洲市長 栢木 進

被告 滋賀県野洲市永原市有地

市営住宅永原第 1 団地

#### 3. 物件

(1) 市営住宅永原第 1 団地

所在 野洲市永原市有地

種類 共同住宅 構造 鉄筋コンクリート造瓦葺 4 階建

上記建物 床面積 69.3 m<sup>2</sup>

(2) 野洲市永原市有地 宅地 4,187.12 m<sup>2</sup>

上記土地のうち、24 番駐車場 9.13 m<sup>2</sup>

#### 4. 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、上記物件(1)の建物部分及び(2)の土地部分を明渡せ。
- (2) 被告は原告に対し、金 61 万 7300 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は原告に対し、令和 4 年 12 月 1 日から第 1 項の建物部分の明渡完了まで 1 ヶ月金 17 万 4600 円の割合による金員、令和 4 年 12 月 1 日から第 1 項の土地部分の明渡完了まで 1 ヶ月金 3,000 円の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (5) 第 1 項ないし第 3 項について、仮執行宣言

#### 5. 請求の原因（概要）

被告は、令和2年4月分から令和3年11月分まで計19箇月分の市営住宅使用料及び駐車場使用料を納付せず、住宅の明渡し請求にも応じないため、住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃等の支払いを求める。

#### 6. 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人として委任する。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。